

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

u003c/divu003e

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">省 略 用 語 例</p> <p>所得税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法……………所得税法 令……………所得税法施行令 規則……………所得税法施行規則 措置法……………租税特別措置法 措置法令……………租税特別措置法施行令 通則法……………国税通則法 耐用年数省令……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令 負担軽減措置法……………経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 旧資産流動化法……………特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律 <u>旧法人税法施行令……………法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成14年政令第271号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令</u></p>	<p style="text-align: center;">省 略 用 語 例</p> <p>所得税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。</p> <p>法……………所得税法 令……………所得税法施行令 規則……………所得税法施行規則 措置法……………租税特別措置法 措置法令……………租税特別措置法施行令 通則法……………国税通則法 耐用年数省令……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令 負担軽減措置法……………経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 旧資産流動化法……………特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</p>

- 1 -

(里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人の範囲)

2-49

(注) 1老人福祉法第5条の4第1項((福祉の措置の実施者))...

.....

2

(失業保険金に相当する退職手当、休業手当金等の非課税)

9-24

(1)

(2)

イ

ロ

ハ

(3)

(転換社債型新株予約権付社債の権利行使により取得した株式の負債の利子)

24-11 負債により取得した転換社債型新株予約権付社債について新株予約権の行使があった場合において、当該転換社債型新株予約権付社債の発行人の取締役会又は株主総会の決議においてその行使があった日の属する事業年度又はその直前の事業年度の終了の日にその行使.....その行使.....
.....(その日が当該転換社債型新株予約権付社債.....)においてその行使.....その行使.....その行使.....

(注) 転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権の行使があったときに代用払込の請求があったものとみなす旨の決議をした新株予約権付社債のうち、次のいずれかの事項があらかじめ社債要項等において明らかにされているものをいう。

(1) 新株予約権について消却事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。

(里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人の範囲)

2-49

(注) 1老人福祉法第5条の4第1項((介護の措置等の実施者))

.....

2

(失業保険金に相当する退職手当、休業手当金の非課税)

9-24

(1)

(2)

イ

ロ

ハ

(3)

(転換により取得した株式の負債の利子)

24-11 負債により取得した転換社債について転換があった場合において、商法第222条ノ6ただし書の規定により、当該転換社債の発行人の定款においてその転換の請求があった日の属する事業年度又はその直前の事業年度の終了の日に転換.....その転換.....(その日が当該転換社債.....)においてその転換.....その転換の請求.....その転換の請求.....

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 新株予約権について消却事由を定めている場合には、新株予約権が消却されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消却されること。</u></p> <p>(前に勤務した期間を通算して支払われる退職手当等に係る勤続年数の計算規定を適用する場合)</p> <p>30-10<u>旧法人税法施行令第 105条((退職給与規程の範囲))</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(ゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得の所得区分)</p> <p>33-6の3 <u>措置法令第25条の8第6項</u>.....</p> <p>(汚染負荷量賦課金等)</p> <p>37-9の2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項((障害者雇用納付金の徴収))に規定する障害者雇用納付金 当該障害者雇用納付金の額につき、障害者雇用納付金申告書が提出された日(告知に係る金額については、当該告知があった日)</u></p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)</p> <p>64-2の2<u>措置法令第19条第24項</u>.....<u>第21条第9項</u>.....</p> <p>.....<u>第26条の23第4項((先物取引に係る雑所得等の金額の計算等))</u>.....</p>	<p>(前に勤務した期間を通算して支払われる退職手当等に係る勤続年数の計算規定を適用する場合)</p> <p>30-10<u>法人税法施行令第 105条((退職給与規程の範囲))</u>.....</p> <p>....</p> <p>(ゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得の所得区分)</p> <p>33-6の3 <u>措置法令第25条の8第7項</u>.....</p> <p>(汚染負荷量賦課金等)</p> <p>37-9の2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項((身体障害者雇用納付金の徴収))に規定する身体障害者雇用納付金 当該身体障害者雇用納付金の額につき、身体障害者雇用納付金申告書が提出された日(告知に係る金額については、当該告知があった日)</u></p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)</p> <p>64-2の2<u>措置法令第18条の5第23項</u>.....<u>第21条第8項</u>...</p> <p>.....<u>第26条の23第4項((商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算等))</u>.....</p>

...

- (1)
- (2)**先物取引に係る雑所得等の金額**.....
- (3)

(医療費を補てんする保険金等)

73-8

- (1)**健康保険法第87条第2項((療養費))、第97条第1項((移送費))、第101条((出産育児一時金))、第110条((家族療養費))、第112条第1項((家族移送費))、第114条((家族出産育児一時金))又は第115条第1項((高額療養費))**.....**家族出産育児一時金**.....
- (2)
- (3)
- (4)

(医療費を補てんする保険金等に当たらないもの)

73-9

- (1)
- (2)**健康保険法第99条第1項((傷病手当金))又は第102条((出産手当金))**.....
- (3)

.....

- (1)
- (2)**商品先物取引に係る雑所得等の金額**.....
- (3)

(医療費を補てんする保険金等)

73-8

- (1)**健康保険法第44条ノ3第1項((療養費の支給額))、第44条ノ14第1項((移送費))、第50条第1項((出産育児一時金))、第59条ノ2第1項((家族療養費))、第59条ノ2ノ3第1項((家族移送費))、第59条ノ4((配偶者出産育児一時金))又は第59条ノ4ノ2((高額療養費))**.....**配偶者出産育児一時金**.....
- (2)
- (3)
- (4)

(医療費を補てんする保険金等に当たらないもの)

73-9

- (1)
- (2)**健康保険法第45条((傷病手当金))又は第50条第2項((出産手当金))**.....
- (3)